

## 営業秘密法

1. 中華民國八十五年一月十七日總統華總字第 8500008780 号令による全十六条の制定、公布
2. 中華民國一〇二年一月三十日華總一義字第 10200017761 号令による改正、公布

### 第 1 条

営業秘密を保障し、産業倫理と競争秩序を維持し、社会の公共利益を調和する為に、特にこの法律を制定する。この法律で定めていないときは、その他の法律の規定を適用する。

### 第 2 条

この法律において営業秘密とは、方法、技術、製造工程、配合、プログラム、設計又はその他生産、販売若しくは経営の情報に使われるものであって、且つ下記の要件に該当するものをいう。

これらの類の情報に関わる一般の人に知られているものではない。

その機密性により、実在的又は潜在的経済価値を有するもの。

保有者により秘密保持のための合理的な措置が取られているもの。

### 第 3 条

被用者(従業員)が職務において研究又は開発した営業秘密は使用者が所有するものとする。但し、契約にて別途約定あるときは、その約定に従う。

被用者が非職務上研究又は開発した営業秘密は従業員が所有するものとする。但し、その営業秘密は使用者の資源又は経験を利用して得たものであるときは、使用者は合理的な報酬を支払ってその営業秘密を当該事業に使用することができる。

### 第 4 条

出資して他人を招聘し、研究又は開発に従事させて得た営業秘密の帰属は、契約の約定通りとする。契約において約定なきときは、招聘を受けた人の所有とする。但し出資者はその営業秘密を業務に使用することができる。

### 第 5 条

数人が共同で研究又は開発した営業秘密について、各人が有すべき部分は契約の約定による。約定なきときは均等であると推定する。

### 第 6 条

営業秘密の全部或いは一部を他人に譲渡し又は他人と共有することができる。

営業秘密が共有のものである場合、営業秘密の使用又は処分について契約に約定がないときは、共有者全員の同意を得なければならない。但し各共有者に正当な理由がなければ同意を拒絶することができる。

各共有者は他の共有者の同意を経なければ、その所持する部分を他人に譲渡することができない。但し、契約に別段の約定があるときは、その約定に従う。

### 第 7 条

営業秘密の所有者は、その営業秘密の使用を他人に許諾することができる。その使用許諾の地域、時間、内容、使用方法又はその他の事項は、当事者の約定による。

前項のライセンサー(許諾を受けた者)は営業秘密所有者の同意を得ないでその使用許諾を受けた営業秘密を第三者に再許諾することができない。

営業秘密の共有者は共有者全員の同意を経なければ、他人に当該営業秘密の使用を許諾する

ことができない。但し各共有者に正当な理由がなければ、同意することを拒絶することはできない。

#### 第 8 条

営業秘密を質権及び強制執行の目的対象とすることはできない。

#### 第 9 条

公務員が公務の取扱により他人の営業秘密を知悉し又は保有したときは、これを使用し又は故なくこれを漏らしてはならない。

当事者、代理人、弁護士、鑑定人、証人及びその他の関係者が司法機関の取調べ又は審理により他人の営業秘密を知悉し又は保有したときは、これを使用又は故なく漏らしてはならない。仲裁人及びその他の関係者が仲裁事件を処理するときは、前項の規定を準用する。

#### 第 10 条

左に掲げる場合の一に該当するときは、営業秘密の侵害とする。

1. 不正な方法をもって、営業秘密を取得したとき。
2. 前号の営業秘密であることを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、使用し又は漏えいしたとき。
3. 営業秘密を取得した後に第 1 号の営業秘密であることを知りつつ、又は重大な過失により知らないでそれを使用し又は漏えいしたとき。
4. 法律行為により取得した営業秘密を不正な方法をもって使用し又は漏えいしたとき。
5. 法令により営業秘密を守る義務があるにもかかわらず、それを使用し、又は故なく漏えいしたとき。

前項にいう不正な方法とは窃取、詐欺、脅迫、賄賂、無断複製、守秘義務違反、他人を誘引して秘密保持義務を違反させるものその他これらに類似する方法を指す。

#### 第 11 条

営業秘密が侵害されたときは、被害者はその侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがあるときは、その防止を請求することができる。

被害者が前項の請求をしたとき、侵害行為により作成されたもの又は専ら侵害の行為に供されたものの廃棄処分その他必要な措置を請求することができる。

#### 第 12 条

故意又は過失により不法に他人の営業秘密を侵害した者は、損害賠償の責任を負う。数人が共同で不法に侵害したときは、連帯損害賠償の責任を負う。

前項の損害賠償請求権は、請求権者が侵害行為のあったこと及び賠償義務者を知った時から 2 年間行使しないときは、時効によって消滅する。侵害行為の時から 10 年を経過したときも、同様とする。

#### 第 13 条

前条により損害賠償を請求したとき、被害者は、次の各号に掲げる規定から一つを選んで請求することができる。

1. 民法第 216 条の規定により請求する。但し被害者がその損害を立証できないときは、通常それを使用するときに予期できる利益から、侵害された後に同一の営業秘密を使用して得た利益を差し引いて得た差額をその受けた損害の額とすることができる。
2. 侵害者が侵害行為によって取得した利益を請求する。但し、侵害者がそのコスト又は必要な費用を立証できないときは、その侵害行為によって取得した全部の収入をその得た利益とする。

前項の規定により侵害行為が故意になされたときは、裁判所は被害者の請求によりその侵害

された情状を斟酌して損害額以上の賠償を算定することができる。  
但し、既に立証された損害額の三倍を超過してはならない。

#### 第 13-1 条

自己又は第三者の不法な利益、又は営業秘密保有者の利益を損害する意図があつて、次に掲げる事情の一に該当する者は、五年以下の懲役又は拘留に処し、台湾ドル百万元以上千万元以下の罰金を併科することができる。

- 一、窃取、横領、詐欺、脅迫、無断複製、又はその他の不正な方法により営業秘密を取得し、又は取得後にそれを使用、漏洩した者。
- 二、営業秘密を知悉し又は保有し、許諾を得ずに、又は許諾範囲を超過して当該営業秘密を複製、使用又は漏洩した者。
- 三、営業秘密を保有し、営業秘密の保有者より削除、廃棄の通知を受けた後も、当該営業秘密を削除、廃棄しなかった者、又は隠匿した者。
- 四、他人が知悉し又は保有している営業秘密が前三号所定の事情に該当することを明らかに知りながら、それを取得、使用又は漏洩した者。

前項の未遂犯は罰する。

罰金を科すとき、もし犯罪行為者の得た利益が罰金最高額を超える場合、その得た利益の三倍の範囲内で斟酌して加重することができる。

#### 第 13-2 条

外国、中国、香港又はマカオでの使用を意図して前条第一項各号に列挙されている罪を犯した場合、一年以上十年以下の懲役に処し、台湾ドル三百万元以上五千万元以下の罰金を併科することができる。

前項の未遂犯は罰する。

罰金を科すとき、もし犯罪行為者の得た利益が罰金最高額を超える場合、その得た利益の二から十倍の範囲内で斟酌して加重することができる。

#### 第 13-3 条

第十三条ノ一の罪は親告罪でなければならない。

共犯の一人に対する告訴又は告訴取り下げをした場合、その他の共犯には効力が及ばない。

公務員又はかつて公務員であった者が、職務により他人の営業秘密を知悉又は保有し、故意に前二条の罪を犯した場合、その刑の二分の一まで加重する。

#### 第 13-4 条

法人の代表者、法人又は自然人の代理人、被用者又はその他の従業者が業務の遂行により、第十三条ノ一、第十三条ノ二の罪を犯した場合、当該規定によりその行為者を罰するほか、当該法人又は自然人に対しても同条規定の罰金を科す。但し、法人の代表者又は自然人が犯罪の発生防止に全力を尽くした場合、この限りでない。

#### 第 14 条

営業秘密に係る訴訟事件を審理するために、裁判所は専門の法廷を設け又は専門の担当者を指定して審理させることができる。

当事者が提出した攻撃又は防禦方法が営業秘密に関わる場合においては、当事者が申立てをしたうえ、裁判所がそれを妥当と認めるときは、裁判を公開しないとし、又は訴訟資料の閲覧を制限することができる。

#### 第 15 条

外国人が所属する国家と中華民國との間に相互に営業秘密を保護する条約或いは協定がなく、又はその本国の法令により中華民國国民の営業秘密を保護しない者に対してはその営業秘密を

保護しない。

第 16 条

この法律は公布の日より施行する。

**TiPLo**  
Attorneys-at-Law